

自殺対策基本法

(平成一八年六月二一日法律第八五号)(参)

一、提案理由(平成一八年六月九日・参議院本会議)

工藤堅太郎君

……………(略)……………

次に、自殺対策基本法案について、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

我が国の年間自殺者数は平成十七年に三万二千五百五十二人となっており、八年連続で三万人を上回っております。また、人口十万人当たりの自殺死亡率は二十五・五人となっており、欧米の先進諸国と比較すると、我が国の自殺死亡率は突出して高い状況にあります。さらに、自殺未遂は既遂の十倍以上あると言われており、未遂者は三十万人以上いると推計されます。そして、自殺や自殺未遂は遺族や友人など周囲の人々にも深刻な心理的影響を与えております。

多くの自殺の背景には、過労や倒産、リストラ、社会的孤立やいじめといった社会的な要因があると言われております。我々は、世界保健機関が、自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題であると明言していることを踏まえ、自殺を自殺する個人だけの問題に帰すことなく、自殺する個人を取り巻く社会にかかわる問題として取り組む必要があると考えます。

こうした観点から、平成十七年七月十九日には本院厚生労働委員会において、自殺の予防その他総合的な対策を推進するため、「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」が全会一致でなされたところであります。この決議を受けて、政府においても関係する府省が連携してこの問題に取り組んでいるところでありますが、政府の取組も国を挙げて施策を展開するまでには至っておりません。

事態は依然として憂慮すべき状況にあります。そこで、こうした現状を打開するためには、立法府の責任において自殺対策に関する根拠法を用意することが必要となっております。すなわち、新たな立法によって立法府と政府が一丸となって、より総合的かつ効果的な対策の推進を図ることが求められているのであります。

本案は、こうした認識の下、自殺問題が深刻な状況にあることにかんがみ、自殺対策の基本となる事項を定めること等により自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、自殺対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにしております。

第二に、自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮しなければならないこととしております。

第三に、政府は、推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定め、必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならないこととしております。

第四に、政府は、毎年、国会に自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならないこととしております。

第五に、国及び地方公共団体は、基本的施策として、自殺の防止等に関する調査研究の推進、国民の理解の増進、人材の確保等に必要な施策を講じ、また、心の健康の保持に係る体制の整備、医療提供体制の整備、自殺発生回避のための体制の整備、自殺未遂者に対する支援、自殺者又は自殺未遂者の親族等に対する支援及び民間団体の活動に対する支援に必要な施策を講ずることとしております。

第六に、内閣府に特別の機関として自殺総合対策会議を置き、自殺対策の大綱案の作成、自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整、自殺対策に関する重要事項についての審議及び自殺対策の実施の推進等の事務をつかさどることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は、昨日、内閣委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであり、何とぞ速やかに可決いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

二、衆議院内閣委員長報告（平成一八年六月一五日）

佐藤剛男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年の我が国の自殺死亡率が欧米先進国に比べ突出して高い状況下であることにかんがみ、自殺の予防等の自殺対策に関する総合的な対策を推進しようとするものであります。

まず、本案の概要を申し上げます。

第一に、自殺対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにすることとするものであります。

第二に、政府は、推進すべき自殺対策の指針として、自殺対策の大綱を定め、必要な法制上または財政上の措置等を講ずるとともに、毎年、国会に、自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならないこととするものであります。

第三に、国及び地方公共団体は、自殺防止等に関する調査研究の推進等の必要な施策を講ずるとともに、心の健康の保持に係る体制の整備、自殺発生回避のための体制の整備等を講ずることとするものであります。

第四に、内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議を設置するものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、六月九日本委員会に付託され、六月十四日工藤参議院内閣委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。